

杉並区教育委員会非常勤職員規則

昭和三十九年四月一日

教委規則第一号

改正 昭和三十九年一〇月 六日教委規則第 七号
昭和三十九年一二月 八日教委規則第一〇号
昭和四〇年 三月九日教委規則第 七号
昭和四一年一〇月 四日教委規則第 七号
昭和四二年一二月二日教委規則第 五号
昭和四三年 四月 二日教委規則第 四号
昭和四三年 六月 五日教委規則第 六号
昭和四三年一二月一〇日教委規則第 九号
昭和四四年 一月二九日教委規則第 一号
昭和四四年 四月 一日教委規則第 四号
昭和四四年 九月八日教委規則第一九号
昭和四五年 四月二日教委規則第一〇号
昭和四五年一〇月 七日教委規則第一二号
昭和四六年 三月二五日教委規則第 一号
昭和四六年 九月六日教委規則第 三号
昭和四七年 四月二日教委規則第一一号
昭和四七年 七月一日教委規則第一四号
昭和四八年 四月二日教委規則第 二号
昭和四九年 五月 九日教委規則第 六号
昭和四九年 六月五日教委規則第 八号
昭和四九年 九月三〇日教委規則第一一号
昭和五〇年 三月三日教委規則第 五号
昭和五〇年 五月 八日教委規則第 九号
昭和五〇年 六月二六日教委規則第一一号
昭和五〇年一二月二日教委規則第二〇号
昭和五一年 四月 一日教委規則第一一号
昭和五一年 六月一〇日教委規則第一三号
昭和五一年 七月 八日教委規則第一六号
昭和五一年一〇月一四日教委規則第一七号
昭和五二年 四月 一日教委規則第 一号
昭和五二年 六月一日教委規則第 五号
昭和五二年 八月二日教委規則第 七号
昭和五二年一〇月二八日教委規則第 九号
昭和五三年 四月 一日教委規則第 五号
昭和五三年 四月二八日教委規則第一〇号
昭和五三年 八月二五日教委規則第一二号
昭和五四年 三月二三日教委規則第 六号
昭和五四年 三月三日教委規則第 九号
昭和五四年 七月一三日教委規則第一三号
昭和五五年 四月 一日教委規則第 二号
昭和五五年 六月一三日教委規則第一二号
昭和五六年 四月 一日教委規則第 五号
昭和五六年 六月六日教委規則第一九号
昭和五七年 四月 一日教委規則第 八号
昭和五七年 七月 一日教委規則第一四号
昭和五八年 四月 一日教委規則第 六号

昭和五八年十一月二六日教委規則第一四号
昭和五九年 三月三一日教委規則第五号
昭和五九年 四月二七日教委規則第一一号
昭和五九年 六月二九日教委規則第一三号
昭和五九年 七月二〇日教委規則第一七号
昭和五九年 九月二八日教委規則第二三号
昭和六〇年 三月三〇日教委規則第一号
昭和六〇年 七月 一日教委規則第九号
昭和六〇年十一月二九日教委規則第一二号
昭和六一年 三月三一日教委規則第一一号
昭和六一年 五月三一日教委規則第一三号
昭和六二年 三月一六日教委規則第四号
昭和六二年 六月一九日教委規則第一五号
昭和六三年 三月三一日教委規則第四号
昭和六三年 六月一七日教委規則第九号
平成 元年 三月一五日教委規則第二号
平成 元年 五月一〇日教委規則第二一号
平成 元年 六月一五日教委規則第二三号
平成 二年 三月一五日教委規則第二号
平成 二年 六月一六日教委規則第一一号
平成 三年 三月三〇日教委規則第九号
平成 三年 六月一四日教委規則第一四号
平成 四年 三月一三日教委規則第二号
平成 四年 六月三〇日教委規則第一二号
平成 五年 三月三一日教委規則第一号
平成 五年 六月三〇日教委規則第九号
平成 六年 三月三一日教委規則第一号
平成 六年 六月三〇日教委規則第七号
平成 七年 三月三一日教委規則第一号
平成 七年 六月三〇日教委規則第七号
平成 八年 三月二九日教委規則第三号
平成 八年 六月二八日教委規則第八号
平成 九年 三月三一日教委規則第七号
平成 九年 六月二六日教委規則第二〇号
平成 九年一〇月二四日教委規則第二一号
平成一〇年 三月三一日教委規則第九号
平成一〇年 六月二六日教委規則第一一号
平成一一年 三月二九日教委規則第六号
平成一一年 六月二五日教委規則第一〇号
平成一二年 三月三〇日教委規則第一二号
平成一三年 三月三〇日教委規則第一一号
平成一四年 三月二九日教委規則第一三号

(非常勤職員)

第一条 杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)に非常勤職員(以下「職員」という。)をおくことができる。

2 教育委員会におく職員は、別表一のとおりとする。

3 職員の任用・分限・服務等については、別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(任免)

第二条 職員は、委員会が任免する。

(欠格条項)

第三条 次の各号の一に該当する者は、職員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 杉並区において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(勤務条件)

第四条 職員の勤務条件は、条例または規則に定めがあるもののほか、任命の際、委員会が定める。

(服務)

第五条 職員は、その職務の遂行にあつては、全力を挙げて、これに専念しなければならない。

- 2 職員は、その職務を遂行するに当つては、法令、条例および規則に従い、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4 職員は、委員会の許可をうけた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏してはならない。

(免職事由)

第六条 職員が、次の各号の一に該当するときは、その職を免ずる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- 三 職制の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合
- 四 刑事事件に関し起訴された場合

(報酬)

第七条 職員の報酬の額は、別表二のとおりとする。ただし、嘱託員及びパートタイマーについては、別に教育委員会が定める。

- 2 報酬の額が時間を単位として定められた職員の報酬は、日額で定められた職員に支給する報酬の例により支給する。
- 3 報酬の額が年額で定められた職員の報酬は、九月及び三月に、それぞれ年額を二分して得た額を支給する。ただし、建築物環境衛生管理技術者、障害児教育相談医(員)、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬は、七月、十一月及び三月に、それぞれ年額を三分して得た額を支給する。
- 4 前項の職員が、年度の途中で就職したとき、又は離職し、若しくは死亡したときは、その報酬の額を十二分し、当該就職した月からの、又は当該離職し、若しくは死亡した月までの

それぞれ月数により計算した額を支給する。

- 5 職員が、公務上の災害により休業補償を受けた場合は、その期間、報酬を支給しない。
(費用弁償)

第八条 報酬の額が年額で定められた職員の費用弁償の額は、そのつど委員会が定める。
(委任)

第九条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在職する職員は、この規則施行の日をもつて別に辞令を用いず、この規則の定める各相当職員に採用されたものとみなす。

附 則(昭和三十九年一〇月六日教委規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十九年一二月八日教委規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年十月一日から適用する。

附 則(昭和四〇年三月一九日教委規則第七号)

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

付 則(昭和四一年一〇月四日教委規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

付 則(昭和四二年一二月一二日教委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

付 則(昭和四三年四月二日教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

付 則(昭和四三年六月五日教委規則第六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

付 則(昭和四三年一二月一〇日教委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

付 則(昭和四四年一月二九日教委規則第一号)

この規則は、昭和四十四年二月一日から施行する。

付 則(昭和四四年四月一日教委規則第四号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

付 則(昭和四四年九月一八日教委規則第一九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、報酬の額が年額をもつて定められている者については昭和四十四年四月一日から、報酬の額が年額以外の者については昭和四十四年八月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定により、すでに支給した報酬については、この規則による改正後の規則に基づく内払いとみなす。
- 3 この規則改正前の規定による、特殊学級担当医については、この規則改正後の特殊教育相

談医とみなし、前項の規定を準用する。

付 則(昭和四五年四月二日教委規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

付 則(昭和四五年一〇月七日教委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

付 則(昭和四六年三月二五日教委規則第一号)

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

付 則(昭和四六年九月一六日教委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

付 則(昭和四七年四月一二日教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

付 則(昭和四七年七月一一日教委規則第一四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、報酬の額が年額をもつて定められている者については昭和四十七年四月一日から、報酬の額が年額以外の者については昭和四十七年六月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の規則により、すでに支給した報酬については、この規則による改正後の規則に基づく内払いとみなす。

付 則(昭和四八年四月一二日教委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和四九年五月九日教委規則第六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定により、すでに支給した報酬については、この規則による改正後の規則の規定に基づく内払いとみなす。

附 則(昭和四九年六月一五日教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則(昭和四九年九月三〇日規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

附 則(昭和五〇年三月三一日教委規則第五号)

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭和五〇年五月八日教委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則(昭和五〇年六月二六日教委規則第一一号)

この規則は、昭和五十年七月一日から施行する。

附 則(昭和五〇年一二月一二日教委規則第二〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定により、既に支給した報酬については、この規則による改正後の規則の規定に基づく内払いとみなす。

附 則(昭和五十一年四月一日教委規則第一一号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十一年六月一〇日教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十一年七月八日教委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十一年一〇月一四日教委規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十二年四月一日教委規則第一号)

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十二年六月一一日教委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十二年八月一二日教委規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十二年一〇月二八日教委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十三年四月一日教委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十三年四月二八日教委規則第一〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定により、既に支給した報酬については、この規則による改正後の規則の規定に基づく内払とみなす。

附 則(昭和五十三年八月二五日教委規則第一二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定により、既に支給した報酬については、この規則による改正後の規則の規定に基づく内払とみなす。

附 則(昭和五十四年三月二三日教委規則第六号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十四年三月三一日教委規則第九号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十四年七月一三日教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十五年四月一日教委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十五年六月一三日教委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十六年四月一日教委規則第五号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十六年六月一六日教委規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十七年四月一日教委規則第八号)

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十七年七月一日教委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十八年四月一日教委規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十八年十一月二六日教委規則第一四号)

この規則は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年三月三一日教委規則第五号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年四月二七日教委規則第一一号)

この規則は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年六月二九日教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十九年七月二〇日教委規則第一七号)

- 1 この規則は、昭和五十九年九月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に学園に勤務する職員は、別に辞令を発せられない限り、健康学園勤務を命ぜられたものとする。

附 則(昭和五十九年九月二八日教委規則第二三号)

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年三月三〇日教委規則第一号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年七月一日教委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則(昭和六〇年十一月二九日教委規則第一二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定により、すでに支給した報酬については、この規則による改正後の規則に基づく内払いとみなす。

附 則(昭和六一年三月三一日教委規則第一一号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年五月三一日教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和六二年三月一六日教委規則第四号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年六月一九日教委規則第一五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。
- 2 この規則改正前の規定による、特殊教育相談医(員)については、この規則改正後の障害児教育相談医(員)とみなす。

附 則(昭和六三年三月三一日教委規則第四号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年六月一七日教委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則(平成元年三月一五日教委規則第二号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成元年五月一〇日教委規則第二一号)

この規則は、平成元年六月一日から施行する。

附 則(平成元年六月一五日教委規則第二三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則(平成二年三月一五日教委規則第二号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成二年六月一六日教委規則第一一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則(平成三年三月三〇日教委規則第九号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成三年六月一四日教委規則第一四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則(平成四年三月一三日教委規則第二号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成四年六月三〇日教委規則第一二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則(平成五年三月三一日教委規則第一号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成五年六月三〇日教委規則第九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則(平成六年三月三一日教委規則第一号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成六年六月三〇日教委規則第七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則(平成七年三月三一日教委規則第一号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年六月三〇日教委規則第七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則(平成八年三月二九日教委規則第三号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成八年六月二八日教委規則第八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則(平成九年三月三一日教委規則第七号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成九年六月二六日教委規則第二〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成九年一〇月二四日教委規則第二一号)

この規則は、平成九年十一月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月三一日教委規則第九号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年六月二六日教委規則第一一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則(平成十一年三月二九日教委規則第六号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年六月二五日教委規則第一〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区教育委員会非常勤職員規則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則(平成十二年三月三〇日教委規則第一二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十三年三月三〇日教委規則第一一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月二九日教委規則第一三号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

別表一(第一条関係)

所属	職名
教育委員会(学校を除く。)	指導員
	体育指導委員
	青少年委員
	教育相談講師
	相談員
	建築物環境衛生管理技術者
	障害児教育相談医(員)
	嘱託医
	嘱託員
	パートタイマー
学校	学校医
	学校歯科医
	学校薬剤師
	指導員

	嘱託員
	パートタイマー

別表二(第七条関係)

職員		報酬の額	
指導員	文化財保護担当	年額 三三、〇〇〇円	
	理学療法訓練担当	日額 一九、七〇〇円	
	作業療法訓練担当	日額 一九、七〇〇円	
	言語訓練担当	日額 一九、七〇〇円	
体育指導委員		月額 八、〇〇〇円	
青少年委員		月額 八、〇〇〇円	
教育相談講師		年額 一六六、四〇〇円	
相談員	就学相談担当	日額 一三、一〇〇円	
	一般教育相談担当	日額 一三、一〇〇円	
建築物環境衛生管理技術者		年額 三五一、六〇〇円	
障害児教育相談医(員)	内科、神経科、精神科、言語障害、視力障害、聴覚障害、情緒障害、整形障害担当	年額 五二二、〇〇〇円	
学校医	内科	小・中・養護学校担当	年額 五二二、〇〇〇円
		管理校医加算額	
		年額 一九二、〇〇〇円	
		大規模校加算額	
		二〇学級を超える一学級ごとに	
		年額 一九、二〇〇円	

		健康学園担当	年額 三六五、四〇〇円 管理園医加算額 年額 一三四、四〇〇円
		幼稚園担当	年額 一七四、〇〇〇円 管理園医加算額 年額 七六、八〇〇円
	眼科耳鼻科	小・中・養護学校担当	年額 五二二、〇〇〇円 大規模校加算額 二〇学級を超える一学級ごとに 年額 一九、二〇〇円
		健康学園担当	年額 三六五、四〇〇円
		幼稚園担当	年額 一七四、〇〇〇円
	精神科	養護学校担当	年額 五二二、〇〇〇円
学校歯科医	小・中・養護学校担当		年額 五二二、〇〇〇円 大規模校加算額 二〇学級を超える一学級ごとに 年額 一九、二〇〇円
	健康学園担当		年額 三六五、四〇〇円
	幼稚園担当		年額 一七四、〇〇〇円
学校薬剤師	小・中・養護学校担当		年額 三〇二、四〇〇円
	健康学園担当		年額 二一一、八〇〇円
	幼稚園担当		年額 一〇〇、八〇〇円
嘱託医	移動教室担当		年額 三一、八〇〇円